

公契第26号の2  
平成23年5月25日

各関係団体の長 様

奈良県土木部長  
(公印省略)

### 土木設計業務等委託契約書等の改正について

平素は、本県土木行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
このことについて、下記のとおり改正しますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1 改正対象

- ①土木設計業務等委託契約書
- ②建築設計業務委託契約書
- ③測量・調査等請負契約書
- ④維持業務請負契約書

#### 2 主な改正内容

公共工事標準請負契約約款（中央建設業審議会決定）の改正（平成22年7月26日）をふまえた所要の改正

- (1) 「甲」・「乙」の略称表記を廃止し、「発注者」・「受注者」と表記
- (2) 履行期間等延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用負担する旨を規定（①：第22条関係、②：第23条関係、③：第10条関係、④：第9条関係）
- (3) 契約の相手方が暴力団等である場合などにおける解除権の規定を新設（①：第42条の2関係、②：第41条の2関係、③：第19条の2関係、④：第16条の2関係）

#### 3 改正期日

平成23年6月1日

(同日以降に公告及び指名通知を行う業務等を対象とします。)

#### 4 その他

当該契約書及び新旧対照表は、本県ホームページに掲載します。

公共工事契約課の新着情報よりご覧ください。

[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-4143.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4143.htm)

公共工事契約課 公共工事契約管理係 電話：0742-27-7425
---